

令和5年度佐伯市地域福祉(活動)計画策定委員会 議事要旨

1 日 時 令和5年11月2日(木) 15時00分～16時20分まで

2 場 所 佐伯市役所本庁舎6階 第1委員会室

3 出席者 別添参加者名簿のとおり

4 要 旨

次第1 開 会	
小野課長補佐(社協)	(開始 15時00分) 只今より令和5年度第2回佐伯市地域福祉(活動)計画策定委員会を開催する。
浅利常務理事(社協)	開会します。
小野課長補佐(社協)	会議の成立について、佐伯市地域福祉計画策定委員会条例と佐伯市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱にて、本日の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないとなっている。本日は、委員総数25名のうち20名の御出席をいただいております。本会議が無事に成立することを改めて報告する。
次第2 委員長あいさつ	
濱野委員長	本日はこの第4期の佐伯市地域福祉計画と地域福祉の活動計画のそれぞれの素案ができていますので、それについての審議である。御協力をよろしくお願いいたします。
次第3 議 事	
小川副主幹(市)	(議事進行：濱野会長) 議事(1) 第4期佐伯市地域福祉計画について資料を用いて第4期地域福祉計画の説明を行った。 まず最初に、第4期佐伯市地域福祉計画の考え方ということで資料としている(別紙「第4期佐伯市地域福祉計画の考え方」)。これは第3期と4期の計画の比較というところ。 左側の四角に第3期佐伯市地域福祉計画とあり、四角の中に各個別計画が入っている。3期の福祉計画については、各個別計画に関するものも盛り込んで掲載をしていた。要は地域福祉に関して必要な事業、政策というところを全て記載していた計画だった。それを福祉計画の策定委員会で練っていたが、課題として、各個別計画の情報が入っており情報量が非常に多かったというところと、各個別計画については、各協議会委員会等で検討されている中で、どのような意見を出せばいいのかわかりにくいとの御意見があった。

<p>小川副主幹 (市)</p>	<p>それを踏まえて右側の第4期佐伯市地域福祉計画には、個別計画で記載されているものは極力掲載を省いているような形となっている。要は、この福祉計画としてやっていくことを中心に記載していくところが今回のポイントである。とはいえ、福祉を考える上で各個別計画はやはり大事なところとなるため、各個別計画の進捗状況については、策定委員会の中で情報提供しながら、御意見いただきながら、進めていきたい。</p> <p>以上を踏まえて素案をご覧くださいながら説明に入りたい。 計画素案の1ページ。この地域福祉計画というものが、どういう目的を持って作られているのかというところについて書かれている。地域共生社会づくりの根幹となる地域福祉について推進していくための計画であると記載されている。佐伯市においては、市の福祉計画と社協の活動計画、両方一体的に策定していくというところが書かれている。</p> <p>2ページ。計画の位置づけとあるように社会福祉法に定められた計画となっている。方向性としては佐伯市の総合計画に基づいて立てられている計画であるというところを書いている。</p> <p>3ページ。各個別計画との関係性を図で表しているところ。各個別計画を横繋ぎし、下支えするための計画が地域福祉計画ということを表している。また周りに社協の活動計画や、分野別関連計画などが記載されているように、関連する計画が非常に多くあるというところを表している。</p> <p>4ページ。各計画、個別計画含めて計画の期間を記載している。</p> <p>5ページ、6ページに、本計画を巡る社会背景として6点掲載している。</p> <p>7ページ。佐伯市の概要を記載したもの。</p> <p>そして8ページから、昨年度実施した住民アンケートの結果の概要を掲載している。</p> <p>12ページ。世の中の状況、佐伯市の現状、そして住民アンケート結果から、佐伯市の主要課題ということをもとに3点にまとめている。 まず1点目が、「我が事・丸ごと」の地域づくりの必要性ということで、やはり地域づくりが必要ということが1点目。 2点目。「縦割り」の弊害を克服する相談体制づくりの必要性ということで、地域づくりができて、困った人を発見したときの、どんな相談でも受け止められる体制整備の必要性が2点目。 3点目。複合的な課題に対応する「支援の受け皿」づくりの必要性として、やはり人口減少によって現れてくる課題がだんだん難しくなっている。縦割りではなかなか対応ができない、縦割りを越えた支援の受け皿が必要というところで記載をしている。</p> <p>13ページが、それら主要課題に対応するために活用できる事業として、重層的支援体制整備事業を掲載している。</p>
----------------------	---

<p>小川副主幹 (市)</p>	<p>14ページ。先ほどの課題3点を踏まえて、計画の基本的な方向性について記載しているのが第4章となる。 基本理念については、佐伯市の総合計画に基づいて「健康で安心して暮らせる共生社会の創生」としている。</p> <p>2番目の基本方針については、先ほどの課題をこれから進めていく方針としてまとめている。1点目が「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進として、地域づくりを柱としている。2点目が「佐伯ならではの」の包括的な相談支援の推進。相談体制を整備していくというところ。3点目として、誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進とあるように、受け皿作りを含めて、地域住民の全員参加型の支援を掲げている。</p> <p>ここでカラーの2枚刷りの資料(別紙「第4期佐伯市地域福祉計画の考え方」)を見ていただきたい。第1回目の策定委員会の中でも、基本方針のイメージということでお伝えしたが、口頭での説明であったため少しわかりやすいように資料を使って説明をさせていただきたい。</p> <p>まず基本方針1「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進〈地域づくり支援〉については、やはり人口減少で人との距離が離れていく中で、困っている住民や課題を抱えている住民が、気づかれることなく困ったまま暮らし続けていた。そういった住民を早期に漏れなく発見するために、今回の地域福祉計画において、地域住民の繋がりをしっかりと繋ぎ直しをしていく。要はネットワークを作っていくことで、困っている住民、非常に苦しさを感じている住民を早期に漏れなく発見する仕組みづくりが、この基本方針1である。</p> <p>基本方針2「佐伯ならではの」の包括的な相談支援の推進とあるように、先ほどのネットワークで発見された課題を抱えた住民が、相談するための相談体制の部分となっている。緑色の人の絵があるように、まずは地域住民による相談機能。それを踏まえて黄色の民生委員など、地域の中において、福祉とか各種サービスに少し詳しい方による相談機能。その上で、一番右端の行政による相談機能。行政の各相談窓口は、これまでどおりの体制を維持していくが、今回の地域福祉計画の一つのポイントとして、行政の中の一番上に「福祉の総合相談窓口」がある。ここは、縦割りで難しいような相談を受け止める、福祉に関する総合相談できる窓口として設置をしたい。 このように、地域住民、そして地域の中の福祉に詳しい人たち、そして最終的には行政という3層構造の相談体制を進めていきたいというところを基本方針としたもの。</p> <p>基本方針3誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進。基本方針1のネットワークで発見された困りごとのある住民を、基本方針2の相談体制で受け止め、その相談体制の中でその人が解決すべき課題を、課題ABCDEとしたときに、相談体制の中で課題を解決する支援策があるのであれば、どんどん繋げていく。ただ問題となるのが、支援策Bの下にあるように、支援策の無い課題CDEというところ。その中で、基本方針3のポイントとなるのは、そういった支援策はないけれども、地域住民や民間の力とか行政の力を最大限活用しながら支援策が無ければ支援策CDEを作っていくというところ。</p>
----------------------	--

<p>小川副主幹 (市)</p>	<p>ここまでで、御意見等あれば伺いたい。</p> <p>(質疑応答) 意見なし</p> <p>続いて15ページ。基本方針1, 2, 3の体系図というところで基本方針それぞれを達成するために必要な項目ということで括弧書きのナンバーで書いている。</p> <p>(1) 地域をつなぐ組織・場の育成とは、ネットワークづくりをしていくという項目。(2) 福祉の心あふれる地域づくりとは、ネットワークを効果的にするための心を育てるという項目。(3) 地域安全活動の推進とは、安全安心に関わるというところで地域のネットワークを使って行ったり、逆に、こういった活動を進める中でネットワークを強化していくという項目。</p> <p>基本方針2の(4) 包括的な相談支援の推進。先程説明した、住民、福祉に詳しい方による相談機能、そして行政の相談機能を高めていく項目。(5) 分野ごとの専門相談支援の推進。既存の各相談窓口の支援を推進していく項目。</p> <p>基本方針3の(6) 多分野・多職種・多機関協働支援の推進とは、課題を抱えた住民の課題を解決するために、多くの関係機関と連携を組むための仕組みづくりを行う項目。(7) 地域の担い手による支援の推進とは、行政サービス、民間のサービスで解決できない課題に対応できるように、地域住民、地域の担い手によって、課題解決のための受け皿を作っていくための項目。</p> <p>以上のイメージを持って説明を聞いてもらいたい。</p> <p>16ページ。基本方針1 (1) 地域をつなぐ組織・場の育成。地域生活課題を地域で把握する仕組みづくりをしようというところ。困った人を早期に発見できる、住民だけでなく地域自体の課題も発見していこうというための「地域づくり」が主となっている。この点については17ページの主な事業にあるように、新たな地域コミュニティ組織づくりが大きな役割になってくる。その取り組みは現在、市コミュニティ創生課が進めているが、新たに福祉保健企画課と連携することで、また、この地域福祉計画により、地域づくりを充実させていきたいというところの大項目となっている。</p> <p>18ページ。交流し、ほっとできる居場所づくりというところ。人が集まることで地域内の緩やかな情報共有ができていけば、発見機能にも繋がっていき、また困った人がそういう集まりの場に行くことで相談の入口のような話もできることもあると考えている。19ページは令和4年度の状況ということで一覧を掲載している。</p> <p>20ページ。地域での生活課題を把握する仕組みづくりというところ。高齢者福祉課の事業である生活支援体制整備事業を社協に委託しており、地域づくり大作戦という名称で展開されている事業。この中で生活支援コーディネーターという調整役の方が中心となって地域の課題を把握して、地域で考え、地域で解決できる課題は地域で解決していこうという取組。地域の中で同様の課題があるようであれば、ボランティア組織など、課題を解決できるような仕組みづくりも行う事業となっている。</p> <p>これは、コミュニティ創生課の取り組みと非常に類似する大事な事業であり、地域福祉計画の中でも、掲載をさせてもらっている。</p>
----------------------	--

小川副主幹
(市)

22ページ。(2) 福祉の心あふれる地域づくり。ここは①、②とあるように、要は地域福祉について知ってもらうための伝える手段に関する部分が①。現在こういった内容で福祉関係各課が情報発信をしているところ。そして23ページの②福祉教育・福祉交流の拡充というところについては、直接地域に出向いて福祉の意識啓発を行っていくという取り組み。そして24ページ、③ボランティア活動の活性化とは、地域で解決できるものは地域で解決していこうという中で、ボランティアの活動を活性化することで、より地域内のネットワークの繋がりも深まり、また逆にネットワークが深まることでボランティア活動をやってみようかというような活動に繋がることを目的としている。

25ページ。(3) 地域安全活動の推進というところについては、事件、事故や災害への対策について記載している。26ページが災害に関するところ。

ここまでで、御意見等あれば伺いたい。

(質疑応答) 意見なし

基本方針2「佐伯ならでは」の包括的な相談支援の推進というところの、(4) 包括的な相談支援の推進について。①地域住民による相談支援の充実とは、住民による相談機能、地域内にいる福祉に詳しい方々による相談機能というところを記載した項目。②「相談支援の『包括化』」の推進とは、福祉の総合相談窓口の設置というところが大きい項目となってくる。28ページに福祉の総合相談窓口のイメージを掲載しているが、福祉の総合相談窓口の設置についてはこれから検討、協議を行っていくので、あくまでもイメージ図ということで掲載させていただいている。

29ページ(5) 分野ごとの専門相談支援の推進とは、これまでである各分野の専門の相談機能も強化していくためのもの。①が高齢者、②が障がい者、③が子ども子育て、④が生活困窮、そして⑤が女性への相談支援となっている。こうした各個別の相談窓口が、先ほどの福祉の総合相談窓口を中心として連携をしていきながら、各窓口の充実を図っていくイメージである。

ここまでで、御意見等あれば伺いたい。

(質疑応答) 意見なし

32ページ基本方針3 誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進。ここは、解決するための支援策がない課題について、そういった課題の受け皿を作っていくための項目。どうやって作るのかというところについては、①多分野・多職種・多機関協働支援の推進とあるように、行政だけでも、地域住民だけでも解決が難しい課題について、住民、地域、民間及び行政等、それぞれの力を連携していきながら、課題解決は難しくても、その課題がほったらかしにならないように、必要な支援を作って繋げていくための取り組み。その取り組みを推進するための方法として、33ページ下半分のところに重層的支援体制整備事業を記載している。

35ページ②権利擁護支援の推進について。認知症や障がいにより、自分の権利の行使が難しい方々への支援を推進していくための項目。

53ページに、今回一体的に策定する計画のうちの1つの計画となっている成年後見制度利用促進基本計画を掲載している。テーマは成年後

<p>小川副主幹 (市)</p>	<p>見制度の利用となっているが、この基本計画において権利擁護支援の推進を行っていく。</p> <p>ここからは成年後見制度利用促進基本計画を説明する。54ページ。「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加のために～」という目標を立てている。</p> <p>その方法について、第3節権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築についてというところに記載をしている。具体的には、国のマニュアル等を踏まえて作ったものになるが、権利擁護支援チームを作るというのが1点目。2点目が、協議会を作ること、関係機関の連携が強化され、解決が難しい課題を少しでも前に進めようということ。3点目の中核機関については、佐伯市においては、成年後見支援センターを令和3年7月に設置をしており、こちらのセンターを中核機関として、その下の丸印にあるような広報機能、相談機能及び成年後見制度の利用促進機能を担っている。そしてその他にも担い手の育成活動の促進や日常生活自立支援事業からのスムーズな移行というような活動も行っている。</p> <p>あとは④後見人支援機能、⑤不正防止機能というような形で、成年後見制度に関する普及啓発というところから相談や各種課題への対応を行っている。</p> <p>4 その他の2段落目3行目の「福祉の相談窓口」においてというところで、やはりここでも福祉の総合相談窓口が中心となって連携を強めていくための計画となっている。この計画が地域福祉計画と一体的に策定する意味というのが、実は地域福祉計画の基本方針1, 2, 3と成年後見制度利用促進基本計画でやっていくべきことが重複していることが大きい。要は権利擁護が必要な人を早期発見するように普及啓発をやっていき、相談機能で相談を受け止め、権利擁護支援チームを構成し、個人の問題に対応していこうというところ。さらには、課題解決が難しいものについては多機関で協働・連携をして、受け皿を作っていくというところからも、一体的に策定する意味合いが非常に大きいと思っている。</p> <p>ちなみにこの基本計画については、成年後見支援センターの専門3職種である弁護士、社会福祉士、司法書士と原案について検討を踏まえた結果として掲載をさせていただいている。</p> <p>36ページからが一体的に策定するもう1つの計画である、再犯防止推進計画について。この点については社会福祉課から説明をさせていただく。</p>
<p>社会福祉課 菅副主幹</p>	<p>別紙「犯罪をした人等の社会復帰支援（佐伯市再犯防止推進計画）」について説明させていただく。</p> <p>今回、地域福祉計画の中に再犯防止推進計画を組み込むことにしたが、まずは今までの経緯から簡単に説明する。日本では刑法犯の総数は減少傾向にあったが、総数における再犯者の割合は依然として高く、その割合は一向に減少しないという状況が続いていた。このような状況から、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、この法律により、再犯防止について計画的に取り組んでいくとの方針が打ち出された。この中で、特に都道府県および市町村には、それぞれの地域に応じた地方再犯防止推進計画を定める努力義務が規定された。これ以降、国の再犯防止推進計画を勘案し、都道府県および市町村が順次、それぞれの地域に応じた再犯防止推進計画を策定し</p>

てきている。
佐伯市の再犯防止推進計画は、昨年度までに市と更生保護団体である保護司会で協議を重ね、地域福祉計画に盛り込む形で作成するという方針としていた。本日お配りしている資料が、佐伯市再犯防止推進計画の素案。ここに至るまで市では、保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会、そして社会福祉協議会と構成する再犯防止対策チームを立ち上げ、この計画案の作成に向けた協議を行ってきた。
再犯防止推進計画の内容について、現在は保護司が中心となって犯罪をした人の更生に努めていただいているが、罪を犯した人の多くは、仕事、住居、生活費、健康、就学などについて様々な問題を抱えていることが多く、一昔前よりも問題が複雑化、多様化している。また社会的に孤立し、行き場をなくした人が再び罪を犯してしまうというケースも多く見られるため、再犯を防止するためには、犯罪をした人が孤立することなく、適切な支援を受けることができるよう、地域で受け止め、様々な立場の人がそれぞれの立場に応じた取り組みを行っていくことが大切となる。そのため、この計画では、犯罪をした人の立ち直りを支援するための主な事業や、犯罪自体をなくすための取り組み等を記載している。

計画素案との変更点について。まずは、36ページの主な事業という欄、就労・住居の確保の取り組み欄の連携先として、保護司が実際に連携させてもらうことがあるとの話があったので、佐伯高等技術専門学校を加えている。次に主な事業、保健医療・福祉サービスの利用の促進の連携先に、佐伯市での相談支援機関として重要な役割を担っている社会福祉協議会を加えた。また犯罪をした人の中には、高齢に由来する問題を抱えている方もいると思われるため、地域包括支援センターと連携した生活に不安を抱える高齢者に対する介護保険制度や、一般介護予防事業等の利用促進といった取り組みを加えている。さらに、犯罪をした人には精神的な病気や薬物乱用などで悩んでいる人もいることから、南部保健所と連携した相談支援というのを加えている。裏面の民間協力者の活動および啓発活動の推進の欄で、保護者会、更生保護女性会とともに重要な更生保護活動を行っていただいているBBS会、協力雇用主会も加えた。そして、犯罪をした人等の支援体制というイメージ図について大きく変更している。犯罪をした人が利用できる様々な制度があり、孤立することがないように、関係機関はもとより、地域全体で支えましょうといったこの計画の趣旨をイメージしやすいような図に変更している。

わずか2ページの計画ではあるが、更生保護団体の皆様をはじめ、様々な団体の皆様の御理解と御協力をいただき、提案させていただいた。

小川副主幹
(市)

続いて計画素案38ページ(7)地域の担い手による支援の推進の①については、福祉ニーズに公的サービスや民間サービスのみで応えることには限界がある。地域で解決できる課題というところをどんどん増やしていこうと、課題を解決するための地域資源を増やしていこうということ。39ページの②地域コミュニティによる支援の推進については、地域で解決できる課題を増やしていこうという中で非常に重要な取り組みはやはり地域コミュニティになってくるところで掲載したもの。

基本方針3のところは以上であるが、最後に、少し前回いただいた質

<p>小川副主幹 (市)</p>	<p>問がどのように今回に含まれているのかというところでお話をさせていただきたい。</p> <p>まず1点目の御意見。「基本目標2の包括的な相談支援の推進も大切だが、過去5分野ごとの専門相談支援の推進も大事であると同時に、家族丸ごと必要な支援ができるようにということが肝だと思うのと、包括的な相談支援の分野ごとの専門相談支援が非常に重要だと感じたので、協議をしていきたい。」という御意見について。</p> <p>「家族丸ごと必要な支援」というところについては、現在各相談窓口でも世帯全体での課題分析や支援を行っているが、支援が困難な御家庭については福祉の総合相談窓口において受け止めて、世帯全体家族全体というところで、それこそ丸ごと支援を考えていくということが基本目標2の施策の中で対応し策定委員会においても協議していく。</p> <p>2点目の御意見。「最初の推計人口を見ると将来的に人口が減っていく。その中でどのようなことをすべきか。例えば新しい技術などで人が減る分をどうやって補うかという視点でも素案を考えてほしい。」という御意見について。</p> <p>人口減少については、今回の基本項目1のところがとても大きいですが、やはり地域内でのネットワークを密にすること、さらには福祉に関する普及啓発を行い、知識や意識を持ってもらうというところから、地域としての課題もどんどん上がってくるような仕組みづくりとなっている。よって、人口減少していく中でその地域で出た課題というところは、即座に把握できるような体制を整備していきたい。</p> <p>加えて、AI等新しい技術の活用については、基本方針3の項目の中に、地域でも行政でも現状解決することのできない課題について、解決するための支援策が作れないのか検討していく仕組みづくりが含まれているため、その議論の中でAIやDX等の活用も検討されていくこととなる想定である。</p> <p>最後に、「障がいの方でも地域生活支援拠点という考え方があり、その相談窓口が重要な役割を果たしている。その中でコーディネーターや調整役の育成についても計画に入れてほしい。」という御意見について。</p> <p>この部分については基本方針2の相談支援に関わる場所。地域の中の福祉に詳しい言い方による相談機能について触れたが、実際、地域の中には介護事業所、障がい事業所等がある。地域の中の、そういった専門家の協力も得られることが理想であり、そういった協力体制を整える過程で、御意見にある人材育成についても組み込まれていくと想定している。最終的なゴールとしては、「困った住民がどこに行っても相談ができ、必要な支援に繋がれるまち」になること。そのための施策が進んでいき、地域にある介護事業所、障がい事業所等の専門的な事業者との連携を構築することで、その結果として各施設や相談窓口などのコーディネーターや調整役のスキルアップするような仕組みづくりができれば良いと思っている。次期計画期間の5年で形にするのは難しいかもしれないが、出来ることからどんどん取り組んでいくべきだと思っている。</p>
----------------------	---

(質疑応答)

柴田委員

私は本匠出身だが、今人口が1,100人いくらかしかない。今新たなコミュニティ組織の育成のための話す機会があって、今検討会の段階で、この10日には2回目の検討会を行う。私もその構成員ということで出ている。民生委員も民生委員会の会長をしているし、地区の区長もしている。高齢化率が57%ということで、地域コミュニティ組織を含めて、この地域福祉計画をやるというふうな前提で話をされてるんですが、正直申しまして、御世話する人、役員をする人は、二つも三つも四つもやる。新たな人を取り込もうと言ったって、なかなか手がない。

現実的に民生委員会役員がいるのですが、もう全員が高齢で、民生委員のなり手がないという地区もある。だからそういう地区は取り残されているが、それをどうしようかと思っても、地域住民の中ではどうしようもない。だから地域の組織を拡充し、しっかりしたものにしようというわけだが、それだけの人材がない。そういう中で、この地域の組織をまとめていく。そして行政や社協などの事業を進めていくっていうのは、やはり限界がある。

だから、なかなか簡単にはいかないとは思っている。この綺麗な文面通りには地域は行かないということだけの認識は市の方で持っていただきたい。別にどうこうしてくださいというのではない。これが現状ですっていうことだけ報告している。

市コミュニティ創生課
工藤総括主幹

コミュニティ創生課としては、コミュニティの新しい仕組みづくりのため、色々な地域に御邪魔させていただいているところ。今お話にあった既存組織もそれぞれの団体も高齢化し、そしてまた一人が何役も持っているというのは、皆さんから御意見を頂戴しているところ。基本的に、既存組織を解体してくださいという話では決していない。現在の各地域人口の推計や、現状をお示ししたときに、現在の住民自治や、地域福祉が維持されているのは、地域の60～80代の方たちがしっかりそこにいらっしゃる。しかし、一方40代から下の世代を見てみると、地域の人口の半数を切っている状況。住み続けられる地域を作っていく、維持していくために、現在、先行して取り組んでいるのが、青山、西上浦、宇目、直川が協議会をスタートさせた。

その中で、福祉部会、地域振興部会などの部会が設置されている。その部会では、既存の福祉に関わる団体の皆さんの意見を、初めて同じ地域内で共有した。結果として、似たような活動をされているところも確認できた。将来、20年とか先に、人口分布が、変わっていく中で、その地域で必要な取り組みについては、地域コミュニティ組織の中の福祉部会に溶け込んでいく等、地域に適した形に変化し、さらには充実させていくことを目標としている。

先程紹介した地域を第1期目の地域として各種取組が始まっており、その中で草刈り活動とか、有償ボランティアの仕組みを作って、その際についてサービスとして、見守りを行うなど、地域の人しかできない支援を組み込めたらと思っている。

現在、福祉部会がやっているのは、公民館に、高齢者の皆さんを集めて、介護予防のゲームなどで遊びながら、休憩時間に心配のある方に、声をかけて地域の人と話をするなどの仕組みができれば、そこをきっかけとして専門機関に繋いでいくなど、安心して住み続けられる地域づくりができなかと考え、現に取組を始めた地域がある。

最初の質問に戻るが、今後予測されている最近の推計は残念ながら非

	<p>常に厳しいものがある。そういった中で、将来に向かって先行するそういった組織づくりに現在、地域にパワーがあるうちに若い人をゆっくりゆっくり関係をつくりながら、地域活動に参画してもらう仕組みを考えてやっているところ。</p>
石山委員	<p>35ページの権利擁護支援の推進のところ、「知的障がい者」及び「精神障がい者」という言葉の使用について検討してもらいたい。現在、障がい者の方の意思決定がクローズアップされていて、成年後見制度と障害者権利条約が話題となっている。</p> <p>具体的には、障害者権利条約の第12条に法的能力の平等というものがあり、「誰もがみんな法的能力は平等である」というものだが、こうした場合に「知的障がい者、精神障がい者の方は、意思決定が難しいので、成年後見制度の利用を」という表現はどうなのかといったことが、世界各地で問題になっている。権利擁護支援の推進ということであれば、その書きぶりを「社会的障壁のある方」などできないかなというお願いです。</p>
小川副主幹 (市)	<p>わかりました。御相談させてもらいながら、見ていただきながら、修正かけたい。</p>
濱野委員長	<p>それでは今のところを修正するというので、第4期の佐伯市地域福祉計画について、この計画案を原案として、パブリックコメントを実施するというのでよろしいか。</p>
全委員	<p>同意</p>
	<p>議事（2）第4期地域福祉活動計画について 資料を用いて第4期地域福祉活動計画について説明を行った。</p>
西村課長 (社協)	<p>資料に入っていく前に、先ほどの地域福祉計画の説明と類似しますが当活動計画の位置づけについて触れさせていただきたい。</p> <p>2ページ。地域福祉計画は、社会福祉法の第107条に位置づけられた市町村計画である一方、地域福祉活動計画は、社協が地域住民や関係団体などと協力し地域福祉を推進していくための活動計画であり、政策ではなく、具体的な活動計画というところが記載されている。</p> <p>3ページ。第2次佐伯市総合計画イメージ図のところ。その右側の方、今回のそれぞれの白抜きのところが高齢者福祉から健康づくりまで個別の属性ごとの計画となっている。これを横軸で繋ぎ支えるのが地域福祉計画、そして私どもが作成していく地域福祉活動計画は、佐伯市地域福祉計画と密接的な繋がりを持ちながらも、それぞれの個別の属性計画内で策定している課題解決にむけた政策についても、事業委託等により、事業展開していくという性質もあり、地域福祉計画およびそれぞれの個別計画とも密接な繋がりがあります。</p> <p>尚、当計画は市町村の地域福祉活動計画のように法律に位置付けられたものではありませんが、国の審議会の資料には市町村の地域福祉計画と地域福祉活動計画について、整合性を保つということが規定されています。</p>

<p>西村課長 (社協)</p>	<p>15ページの政策体系。基本的には市が定めた政策体系により添いながら、事業体系化したものが地域福祉活動計画である。</p> <p>地域づくり支援から参加支援まで、基本方針1から3、大項目それから中項目が7つ共通で、さらには一番下の小項目ともいべき事業、こちらと密接に繋がりながら5ヶ年事業として定めているのが地域福祉活動計画である。</p> <p>まず、基本方針1、「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進。地域を繋ぐ組織の育成ということで、地域コミュニティの支援と合わせながら、地域の生活課題を解決するために地区社協と連携をとりながら事業推進している。</p> <p>現在、社協とは違って地域の支え合い団体というところになるが、地区社協の活動支援をしていく中で、コミュニティと同様に役員のなり手不足の課題を抱えている。コミュニティと同様に、十分な連携を図りながら運営支援、また連携に努めてまいりたい。</p> <p>43ページ。交流し、ほっとできる居場所づくりということで、社会福祉協議会は様々な居場所づくりを積極的に取り組んでいる。特にふれあいサロン、地域の共同募金等から助成をいただく中でやっている介護予防の場、それから子育てサロン、子ども食堂の支援、多世代交流の居場所づくり、様々な既存の活動が安定して運用されるように継続的な支援を行ってまいりたいと思っている。それから③、地域で生活課題を把握する仕組みづくりということで、まず生活支援体制整備事業という、圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置しながら地域づくりを進めていきたい。特に関係者とのネットワーク強化ということで、地区社協、ボランティア団体、関係機関の皆様方、こういった支援者の方々としっかりとしたネットワークスクラムを組みながら地域の生活課題の把握、課題共有に努めていきたいと思っています。特にこの部分というのが、市担当の説明部分の別紙の、基本目標1部分と密接に繋がってくるのかなと。</p> <p>44ページ。福祉の心あふれる地域づくり、まずは人と人を繋げる情報発信に努めたい。広報誌、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、活字で見たい方ネットを使いながら様々な情報を収集できる方、多様性ということでたくさんの価値観を持った方がいらっしゃる。一人ひとりとしっかり繋がりながら、意識啓発を進めていきたい。そして、社協のイメージキャラクターであるひとしずくちゃんも活用させていただきながら、啓発活動に努めてまいりたい。様々な人と繋がりながら、特に地域の資源を核とした地域住民同士の繋がりづくり、そういったものを促進してまいりたい。②福祉教育・福祉交流の拡充は、地域共生社会の実現に向けて何よりも不可欠だと思う。しっかりと子ども、企業、地域の方々と連携をとりながらボランティアの育成、福祉教育それからボランティアの居場所づくり、そういったものに努めてまいりたい。さらに、意識啓発として社会福祉大会ちびっこフェスティバルも行う。共同募金会の運営については募金活動を通じて支え合いの意識の醸成というところでこちらに記載させていただいている。</p> <p>45ページ、ボランティア活動の活性化ということで特にこれから有償ボランティアも含めて地域の中のボランティア活動というのがどんどん必要とされてくる。そういった部分でボランティアセンターとして</p>
----------------------	--

西村課長
(社協)

の機能強化に努めてまいりたい。ボランティアの活動啓発ということで、ボランティアで活躍したい方、ボランティアをまとめている方の人材登録の新システムを活用してまいりたい。

(3) 地域安全活動の推進、見守りネットワークの推進ということで、緊急キットをはじめ地域の民生委員、地区社協等々と繋がりながら、地域の見守り活動も強化していきたい。46ページに社協、地区社協で関わっている生活安全活動というものを一覧で計上させていただいている。今、自主防災力の強化ということで、災害が発生したときのボランティア機能、災害ボランティアセンターの機能強化に努めていく。防災教育も含めて、地域の事業をしっかりと進めてまいりたい。

47ページ。基本目標2。「佐伯ならではの」の包括的な相談支援の推進、(4) 包括的な相談支援の推進。まず地域住民による相談支援の充実が何よりということ。地区社協、サロン協力者、生活支援ボランティア団体の皆さん、老人クラブの方、福祉推進員、様々な地域の見守り機能になった方、そして相談に乗る役回りの方と課題共有に努めながらつなぐ活動を支援していきたい。民生児童委員の事務局というものになっておりますので、しっかり下支えしていきたい。②「相談支援の『包括化』」の推進ということで、社協が従来から行っている総合相談窓口の機能に合わせ、今後、市の方で期待されている重層的支援が整備されていった際は、市の支援を積極的に行っていきたい。さらには住民による相談機能ということで、民生委員による相談会の開催、地域の弁護士による法律相談等も継続実施していきたい。この辺が、先ほどの市担当の別紙、基本目標2の部分と密接に繋がっていくところなのかなと。

(5) 分野ごとの相談専門相談支援の推進ということで、高齢者の相談支援については、既存の総合相談窓口をはじめ、ばんじょう、あまべの地域包括支援センターの受託というところも関わってくる。障がい者の相談窓口というものは社会福祉協議会の中では、現在のところ受託事業等はないが、相談支援事業所と連携を図りながら対応してまいりたい。③の子ども・子育ては、現在行っている児童館、放課後児童クラブの活動支援を通じて、関係者の相談を受け付け、関係機関に繋いでいく。

そして、④生活困窮者の相談支援の充実。生きづらさを抱える方、そういった方々の相談には、生活困窮者自立支援事業を市の社会福祉課から委託を受けておりますが、こちらを行いながら、ひきこもりの者等の居場所づくりも含めて対応してまいりたい。

基本目標3、誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進、(6) 多分野・多職種・多機関協働支援の推進。この中で複雑化、複合した地域の生活課題を抱える人、家族に対して適切な支援を行っていくために、今既存で委託を受けている。就労準備支援、さらには生活保護の被保護就労支援事業、生活困窮者の事業の中で行っている。ひきこもり脱出作戦会議、おおいたくらしサポート事業、こういったものを活用しながら、困りごとを抱える方を見逃さない。そういったところをしっかりと取り組んでまいりたい。②権利擁護支援の推進について、社会福祉協議会の方では権利擁護の支援ということで日常生活自立支援事業、さらには令和3年7月からは佐伯市成年後見支援センターの

西村課長 (社協)	<p>運営委託というところで権利擁護の推進に関わっている。引き続きこちらをしっかりと整えてまいりたい。</p> <p>(7) 地域の担い手による支援の推進、①互助的な生活支援サービスの充実。こちらもまた同じく生活体制整備事業の部分が中心になってくる。地域ごとに現在、新たなサービスの担い手の確保必要性が進んでいる。そして、たくさんの解決できない課題を住民が支え解決する取り組みが進んでいる。私どもは地域の地区社協であったり、現在コミュニティ協議会に出席させていただく中で、少しでもこういった体制が整うよう地域への協力体制の充実を図りたいと考えています。それ以外にも旧町村時代から取り組んできた、地域課題を解決するために取り組んできた『お洗濯支援事業』、『毎日型配食サービス』、『チャイルドシート貸出』など、地域の困りごとを解決するための取り組みについても、引き続き展開して行きたい。</p> <p>また、新しい事業として、大島の買い物支援(鶴見)であったり、現在、直川地区社協が推進している見守り兼買い物支援事業というものも、計画内に掲載させていただいたところです。</p> <p>最後に地域コミュニティの支援の推進ということで、私どもは、連携を取らしていただいている20地区社協の活動経験を生かしながら、地域コミュニティ組織とも同様に連携を図り、課題解決と一緒に考えていきたいと考えています。以上で説明を終わります。</p>
濱野委員長	<p>地域福祉活動計画についてご意見、ご質問ございませんでしょうか。今まで地域福祉計画は更新等でございましたけれども、そこでやっと具体的な事業計画が出ました。これについてご質問ございませんか。</p>
西村課長 (社協)	<p>先ほど権利擁護の部分で、地域福祉計画の方で知的障がい者、精神障がい者の部分のお話があり、私達の計画の部分でも同様なことが言えると思いますので、市の方とまたご相談させていただきながら、同様の表記で生かしていただきたい。</p> <p>(質疑応答) なし</p>
濱野委員長	<p>それでは、事務局案の第4期の佐伯市地域福祉活動計画これを承認いただけますでしょうか。</p>
全委員	承認
次第4 閉 会	
谷総括主幹 (市)	<p>その他事項として、本年度、最終となる第3回の策定委員会は今日の時点でおよその候補日を皆様にお伝えしておきたい。</p> <p>来年、2月15日木曜日の午後を予定させていただいている。その前提で、今の時点から皆様に日程調整と御協力いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
加藤保健福祉部長(市)	<p>これをもって、令和5年度第2回の佐伯市地域福祉計画策定委員会及び佐伯市地域福祉活動計画策定委員会を閉会する。</p> <p>(終了 16時20分)</p>

